

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費
医療活動費	<p>1 か所当たり次により算出された額の合算額</p> <p>へき地医療活動経費</p> <p>(1) 巡回診療等従事者経費</p> <p>医師 61,000 円×延日数</p> <p>その他 25,000 円×延日数</p> <p>(2) 巡回診療等自動車経費</p> <p>3,700 円×延日数</p> <p>(3) 代診医等派遣経費</p> <p>医師 61,000 円×延日数</p> <p>その他 25,000 円×延日数</p>	<p>無医地区等への巡回診療，へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給</p> <p>職員諸手当</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>報償費</p> <p>諸謝金</p> <p>旅費（研究費に計上したものを除く。）</p> <p>備品費（単価50万円未満の備品に限る。ただし，医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。）</p> <p>消耗品費（伝送装置経費に計上したものを除く。）</p> <p>材料費</p> <p>印刷製本費</p> <p>光熱水料</p> <p>借料及び損料（伝送装置経費に計上したものを除く。）</p> <p>社会保険料</p> <p>雑役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。）</p> <p>燃料費</p> <p>委託費</p> <p>公課費</p>
研究費	<p>1 か所当たり次に定める額</p> <p>(1) 医療活動年間延日数</p> <p>150 日以上</p> <p>414,000 円</p> <p>(2) 医療活動年間延日数</p> <p>75 日以上 150 日未満</p> <p>310,000 円</p>	<p>学会出席に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅費（学会出席旅費）</p>

	(3) 医療活動年間延日数 50日以上75日未満 207,000円	
研 修 費	1回当たり 56,000円	へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な次に掲げる経費  諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費
医 療 費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費  備品費（単価50万円未満の医療用に限る。） 材料費（医薬品費、診療材料費） 雑役務費（医療機器修繕料）
伝送装置経費	1か所当たり次により算出された額 静止画像等伝送装置 ア. へき地医療拠点病院診療支援システム (912,810円+76,420円)×稼動月数 イ. へき地診療所診療支援システム (456,400円+38,210円×導入へき地診療所数)×稼動月数	静止画像等伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費  報償費（へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。） 備品費（単価50万円未満に限る。） 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費（修繕料等） 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。）
総合的な診療能力を有する	1か所当たり 2,253,000円	総合的な診療能力を有する医師を養成する事業に必要な次に

医師育成関係 経費		掲げる経費（指導を受ける医師にかか かる人件費・旅費を除く） 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 通信運搬費 社会保険料
--------------	--	---